

別府市週休2日試行工事实施要領

制定 令和4年8月10日
別府市告示第356号
改正 令和5年9月6日
別府市告示第373号

(趣旨)

第1条 建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。そのため、別府市では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日普及に向けての効果や課題を把握するための取組として、「週休2日試行工事」を実施することとし、当該実施に関し必要な事項をこの要領に定めるものとする。

(受注者希望型による実施)

第2条 週休2日試行工事は、受注者が週休2日による工事实施を希望し、受発注者間で協議が整った場合に実施することができる「受注者希望型」とする。

(対象工事)

第3条 週休2日試行工事の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、別府市が発注する次に掲げる建設工事とする。ただし、当該建設工事以外の建設工事についても、適宜対象とすることができるものとする。

- (1) 土木関連工事のうち、予定価格が4,000万円以上のもの
- (2) 建築一式工事のうち、予定価格が7,000万円以上のもの（当該建築一式工事に付帯して複数の工事が分離発注される場合は、当該複数の工事も対象とする。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事は対象工事から除く。

- (1) 緊急を要する工事（災害復旧工事など）
- (2) その他発注者が指定する工事

3 対象工事については、特記仕様書（建築・設備工事にあつては現場説明書）に週休2日試行工事であることを明示する。

(週休2日試行工事の実施方式)

第4条 週休2日試行工事の実施方式は、現場閉所型週休2日制及び週休2日交替制とする。

2 前条第3項の規定により週休2日試行工事であることを明示する場合は、併せて実施方式も明示するものとする。

(現場閉所型週休2日制の定義)

第5条 この要領における「現場閉所型週休2日制」とは、工事着工に先立ち4週間につき6日以上の日を定め、休日には現場での作業（現場事務所での作業を含む。）は行わないことをいう。

2 現場閉所型週休2日制の対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、含まないものとする。

3 現場閉所型週休2日制の休日の形態は、次のとおりとする。

(1) 4週8休 4週間につき、休日を8日以上確保することをいう。

(2) 4週7休 4週間につき、休日を7日確保することをいう。

(3) 4週6休 4週間につき、休日を6日確保することをいう。

4 次に掲げる作業は、第1項の現場での作業に該当しない作業とする。

(1) 臨機の措置（異常気象時等における現場対応や安全パトロール等）

(2) 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設業許可を必要としない作業

(3) その他受発注者の協議により必要と認められた作業

（週休2日交替制の定義）

第6条 この要領における「週休2日交替制」とは、現場に従事する技術者及び技能労働者について、交代しながら4週間のうち6日以上の日を確保し、休日には現場での作業（現場事務所での作業を含む。）は行わないことをいう。

2 前項の現場に従事する技術者及び技能労働者には、下請企業の技術者及び技能労働者を含む。ただし、一時的に従事する技術者及び技能労働者は除く。

3 週休2日交替制の対象期間は、前条第2項の規定を準用する。ただし、下請企業については、施工体制台帳上の工期による。

4 週休2日交替制の休日の形態は、前条第3項の規定を準用する。

（実施内容）

第7条 週休2日試行工事を実施しようとする受注者は、次に掲げる事項を確認した上で、施工計画書提出時にその旨を書面にて監督員に報告する。

(1) 週休2日試行工事を行うことでの、工期変更は認められないこと。

(2) 作業日が恒常的な残業となってはならないこと。

2 前項の場合において、受注者は、実施方式が現場閉所型週休2日制であるときは、週休2日の休日取得計画が確認できる工程表（任意様式）を監督員に提出する。なお、工程表の作成に当たっては、第5条に規定する週休2日の内容を反映させることとし、設計変更により工期が変更となるときは、その都度週休2日の休日変更取得計画が確認できる工程表を監督員に提出することとする。

- 3 第1項の場合において、受注者は、実施方式が週休2日交替制であるときは、提出する施工計画書に技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容並びに休日取得状況を証明する方法を具体的に明示する。
- 4 週休2日試行工事を実施する受注者は、「週休2日試行工事」である旨を看板等で現場に掲示することとする。
- 5 週休2日試行工事を実施する受注者は、休日の取得状況をとりまとめて実施報告を作成し、別府市公共工事請負契約約款第11条に基づく履行報告書と合わせて提出するものとする。また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿等の提示を求められた際にはこれらを提示するものとする。
- 6 週休2日試行工事を実施する受注者は、不測の事態等によりやむを得ず、予定している休日に作業を行う必要が発生した場合は、当該休日の前後6日以内に休日を振替えることができるものとする。この場合において、天候不良については、不測の事態等と認める。
- 7 監督員は、週休2日試行工事を実施する場合にあっては、緊急を要する工事等やむを得ないときを除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示を行わないものとする。
- 8 監督員は、第5項の規定により受注者から提出された実施報告等により休日の取得状況を確認するものとする。

(現場閉所型週休2日制の労務費等の取扱い)

第8条 対象工事(実施方式が現場閉所型週休2日制であるものに限る。以下この条において同じ。)を発注しようとするときは、当初の予定価格を定めるに当たり4週8休以上の週休2日の達成を前提として次の各号に掲げる建設工事に応じ、当該各号に定める補正を行うものとする。

- (1) 土木関連工事 次のア及びイに掲げる場合に応じ、当該ア及びイに定める補正係数を乗じる。

ア 市場単価方式による積算の場合 別表第1に定める補正係数

イ 市場単価方式以外による積算の場合 次の表に定める補正係数

休日の形態	補正係数			
	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休	1.05	1.04	1.04	1.06
4週7休	1.03	1.03	1.03	1.04
4週6休	1.01	1.01	1.02	1.03

備考 労務費補正の対象は、公共工事設計労務単価並びに電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工とする。

- (2) 建築・設備工事 次のア及びイに掲げる場合に応じ、当該ア及びイに定

める補正を行う。

ア 市場単価等（市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）をいう。以下同じ。）の場合 次の（ア）、（イ）及び（ウ）に掲げる場合に応じ、当該（ア）、（イ）及び（ウ）に定める式により補正する。

（ア）新営工事の場合

市場単価×別表第2に定める新営補正係数
補正市場単価×別表第2に定める新営補正係数
物価資料の掲載価格×別表第2に定める新営補正係数

（イ）全館無人改修工事の場合

市場単価×別表第2に定める新営補正係数
補正市場単価×別表第2に定める新営補正係数
物価資料の掲載価格×別表第2に定める改修補正係数

（ウ）執務並行改修工事の場合

市場単価×別表第2に定める改修補正係数
補正市場単価×別表第2に定める改修補正係数
物価資料の掲載価格×別表第2に定める改修補正係数

イ 複合単価の場合 労務単価に次の表に定める補正係数を乗じて補正する。

休日の形態	補正係数
4週8休	1.05
4週7休	1.03
4週6休	1.01

2 対象工事の施工後に週休2日の達成状況を確認し、4週8休に満たないときは、その達成状況に応じて契約金額を減額変更するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第3条第1項ただし書の規定による対象工事を発注しようとする場合は、第1項に規定する補正を行わずに予定価格を定め、当該対象工事の施工後に週休2日が達成できたときに、休日の形態に応じ、同項に規定する補正を行い、契約金額の増額変更をするものとする。

4 対象工事のうち営繕工事における見積単価については、第1項に規定する補正の対象外とする。

5 対象工事であっても、工場製作に係る経費など現場作業以外の作業に係る経費については、第1項に規定する補正の対象外とする。

（週休2日交替制の労務費等の取扱い）

第9条 対象工事（実施方式が週休2日交替制であるものに限る。）を発注しようとする場合は、週休2日に係る補正を行わずに予定価格を定め、当該対象工

事の施工後に週休2日が達成できたときに、次の各号に掲げる建設工事に
じ、当該各号に定める補正を行い、契約金額の増額変更をするものとする。

(1) 土木関連工事 次の表に定める補正係数を乗じる。ただし、市場単価方
式による積算の場合は、補正の対象外とする。

休日の形態	補正係数	
	労務費	現場管理費率
4週8休	1.05	1.03
4週7休	1.03	1.02
4週6休	1.01	1.01

(2) 建築・設備工事 前条第1項第2号に定める補正を行う。

2 前項に規定する補正を行う場合の休日の形態は、対象期間全体の週休2日
の達成状況により決定する。

(工事成績評定の取扱い)

第10条 受注者が週休2日試行工事の実施において第5条から第7条までの
規定により週休2日を達成できた場合は、工事成績評定において評価する。な
お、達成できなかった場合においても減点は行わない。

(実施証明)

第11条 発注者は、受注者が週休2日試行工事の実施において週休2日を達
成した場合は、週休2日実施証明書(別記様式)を発行するものとする。

(その他)

第12条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(令和4年8月10日別府市告示第356号)

この要領は、令和4年8月15日から施行し、同日以降に起案する工事につい
て適用する。

附 則(令和5年9月6日別府市告示第373号)

この要領は、告示の日から施行し、改正後の別府市週休2日試行工事实施要領
の規定は、同日以降に入札公告又は指名通知をする競争入札に付する建設工事
について適用する。

別表第1（第8条関係）

下記工種において、土木工事市場単価を採用した場合は、表の補正係数により単価を補正する。

名称	区分	補正係数		
		4週6休 以上、4 週7休未 満	4週7休 以上、4 週8休未 満	4週8休 以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロッ ク工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置 設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01

軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01

別表第2（第8条関係）

下記工種において、市場単価等を採用した場合は、表の補正係数を用いて、補正を行う。

(1) 建築工事の補正係数

工種	概要	4週8休		4週7休		4週6休	
		新営 補正 係数	改修 補正 係数	新営 補正 係数	改修 補正 係数	新営 補正 係数	改修 補正 係数
仮設工事		1.03		1.02		1.01	
土工事		1.03		1.02		1.01	
地業工事		1.03		1.02		1.01	
鉄筋工事		1.04		1.02		1.01	
コンクリート工事		1.04		1.02		1.01	
型枠工事		1.03		1.02		1.01	
鉄骨工事		1.04		1.02		1.01	
既製コンクリート		1.03		1.02		1.01	
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02		1.01		1.01	
石工事		1.02		1.01		1.01	
タイル工事		1.03		1.02		1.01	
木工事		1.02		1.01		1.01	
屋根及びとい		1.02		1.01		1.01	
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02		1.01		1.01	
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04		1.02		1.01	
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価資料	1.04		1.02		1.01	
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15

建具	物価資料	1.02		1.01		1.01	
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04		1.02		1.01	
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内装工事	物価資料	1.03		1.02		1.01	
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02		1.01		1.01	
ユニットその他		1.01		1.01		1.01	
排水工事		1.03		1.02		1.01	
舗装工事		1.02		1.01		1.01	
植栽及び屋上緑化		1.03		1.02		1.01	

備考 概要の欄が「市場単価」の項は、市場単価及び補正市場単価の掲載価格の補正係数を、「物価資料」の項は物価資料の掲載価格の補正係数を、空白の項は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正係数を示す。

(2) 電気工事における補正係数

工種	摘要	4週8休		4週7休		4週6休	
		新営 補正 係数	改修 補正 係数	新営 補正 係数	改修 補正 係数	新営 補正 係数	改修 補正 係数
配管工事	電線管、2種金属線 及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置 ボックス用ボンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端 子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケ ーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14

	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	(電動機その他接 続材工事)金属製可 とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属 製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

(3) 機械設備工事における補正係数

工種	摘要	4週8休		4週7休		4週6休	
		新営 補正 係数	改修 補正 係数	新営 補正 係数	改修 補正 係数	新営 補正 係数	改修 補正 係数
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダク ト及び低圧ファンハ-類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気 口、ダンパ-等の取付 手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器具	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21

別記様式（第11条関係）

年 月 日

様

発注者 別府市
別府市長 印

週休2日実施証明書

下記工事について、週休2日の実施を証明する。

工 事 名： 年度 工事
工 期： ○年○月○日～ ○年○月○日
完 成 年 月 日： ○年○月○日

週休2日実施内容（実施した内容に■を附している）

- 4週8休を達成した。
- 4週7休を達成した。
- 4週6休を達成した。